環　境　審　第　３　０　号

令和５年（2023年）３月９日

北海道知事　鈴木　直道　様

北海道環境審議会 会長　中村　太士

温泉法の規定に基づく許可申請について（答申）

令和５年（2023年）３月２日付け食衛第１３２２号で諮問がありましたこのことについて、別添１のとおり答申します。

なお、第３５号議案及び第３６号議案については、引き続き審議が必要なことから別添２のとおり審議保留とします。

（別添1）

令和4年度（2022年度）第5回北海道環境審議会温泉部会　答申内容

開催年月日：令和5年3月2日（木）

次の7件の温泉の掘削許可申請及び3件の増掘許可申請、1件の動力装置許可申請については、申請どおり許可して差し支えないものと認める。ただし、議案第30号から第34号、第37号から第42号には次の意見を附すものとする。

議案番号	申請者	申請地	種別	許可の条件	附帯意見（詳細別紙のとおり）													
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	他
30	KAKERU特定目的会社	倶知安町字旭412番2	掘削	A	○			○	○									
31	共和町	共和町幌似298番6	掘削	A	○			○	○									
32	羅臼町	羅臼町湯ノ沢町国有林内 国有林根釧東部森林管理署233林班チ小班	増掘	A	○				○									
33	羅臼町	羅臼町湯ノ沢町国有林内 国有林根釧東部森林管理署233林班チ小班	増掘	A	○				○									
34	株式会社脇坂工務店	ニセコ町字ニセコ430番43	動力装置				○			○	○	○						
37	株式会社大林組	京極町字春日後志森林管理署109ち林小班（KYG-B1） （地下通過林班：104林班、105林班、107林班、109林班）	増掘	A	○								○	○	○	○	○	
38	株式会社大林組	京極町字春日後志森林管理署107は林小班（KYG-A2-1） （地下通過林班：105林班、107林班）	掘削	A	○								○	○	○	○	○	
39	株式会社大林組	京極町字春日後志森林管理署107は林小班（KYG-A2-2） （地下通過林班：107林班、110林班、112林班、114林班）	掘削	A	○								○	○	○	○	○	
40	三井石油開発株式会社	蘭越町字湯里680－1（NR-E1）	掘削	A	○								○	○	○	○	○	
41	三井石油開発株式会社	蘭越町字湯里680－1（NR-E1ST）	掘削	A	○								○	○	○	○	○	
42	三井石油開発株式会社	蘭越町字湯里680－1（NR-D1ST）	掘削	A	○								○	○	○	○	○	

【別紙】

許可の条件及び附帯意見の詳細

○許可条件

A　掘削中に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合には直ちに工事を中止し、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告すること。

○附帯意見詳細

①揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の状態を自主管理するよう指導すること。

②防災上の注意等

掘削中、孔内の洗浄中、揚湯試験及び噴出試験中には、可燃性天然ガス等の噴出に十分注意すること。また、温泉水に可燃性天然ガスが付随する可能性が高いことから必要に応じた設備の計画、揚水試験時のガス量の測定と成分分析及び可燃性メタンガスの濃度の測定を実施するよう指導すること。

③周辺への騒音等の注意

当該地域は住宅地であり、掘削（増掘・動力装置の設置）を行う際には騒音、振動に十分注意するよう指導すること。

④影響試験等の実施

動力装置許可申請の際は、揚水試験のほか、自己源泉を含む既存源泉との影響試験について十分な試験を行うよう指導すること。

⑤利用計画量

利用計画量については確約されたものではない旨を伝えるとともに、温泉の保護と適正利用の観点から利用計画量の縮減に努めるよう指導すること。

⑥附近源泉の同意等

附近源泉の同意が得られていない採取者から同意を得るよう、引き続き努力するよう指導すること。

⑦動力装置申請時の揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計等を設置し源泉の状態を自主管理するよう指導すること。

⑧ガス対策

源泉管理者として、ガス対策については十分に注意するよう指導すること。

⑨モニタリングの実施

温泉への影響判断のためのモニタリング、掘削等に伴う誘発地震のモニタリングを十分に実施するよう指導すること。また、モニタリング結果については、その評価を加えて北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するよう指導すること。

⑩温泉への影響の報告

モニタリング調査等において、温泉に影響を与える可能性を示すデータが得られた場合は、速やかに北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するとともに、原因に係る調査を実施するよう指導すること。

⑪噴出試験の報告等

噴出試験の実施に当たっては、試験の実施日、噴出等の期間、方法及び噴出量等の規模等の計画を事前に北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課へ連絡するとともに、試験の結果にその評価を加え、報告するよう指導すること。

⑫関係者間の合意形成

開発計画やモニタリング等各種調査、噴出試験等に係る情報について、関係者間で資料と考え方を共有し、現時点での知見に基づいて、進め方を協議するなど、合意形成に努めるよう指導すること。

⑬順応的管理の体制構築

発電所運転開始以降、生産井の噴出量や温度、地熱貯留槽の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施し、その結果を協議会等において定期的に共有し、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を進める必要があることから、当該管理を実施できる体制の構築について指導すること。

（別添２）

次の温泉動力装置許可申請については、下記のとおり審議保留とする。

議案番号	３５
申請者	大友観光開発株式会社
掘削の場所	上川町字層雲峡
種　別	動力装置の設置
審議保留の理由	本申請は、現在利用していない源泉に動力装置を設置して温泉を採取及び利用しようとするものである。 申請者が提出した揚水試験の結果は、申請量（100L/分）における一定量連続揚水試験において、周囲自己源泉の揚水量を減量させた状態で実施したものであり、当該試験結果をもって許可相当と判断することは出来ないため、審議保留とする。 更なる審議に当たっては、申請量を適正に揚水できることを確認できる揚水試験結果の提出が必要である。

（別添２）

次の温泉動力装置許可申請については、下記のとおり審議保留とする。

議案番号	３６
申請者	エイチプロパティーズ特定目的会社
掘削の場所	倶知安町字山田２０９番５
種　別	動力装置の設置
審議保留の理由	本申請は、現在利用していない源泉に動力装置を設置して温泉を採取及び利用しようとするものである。 申請者が提出した揚水試験の結果は、申請量（30L/分）による一定量連続揚水試験において、水位の安定が見られておらず、当該試験結果をもって許可相当と判断することは出来ない。 また、揚水試験指針に基づき算出した適正揚水量（以下「適正揚水量」という。）による一定量連続揚水試験が実施されておらず、本申請に対する適正な許可揚水量を決定することが出来ないため、審議保留とする。 適正揚水量による一定量連続揚水試験が、揚水試験指針に基づき適正に実施され、且つ、当該試験において水位の安定が見られる必要があることを踏まえ、改めて揚水試験を実施し、その結果を提出すること。 なお、申請者は、申請量（30L/分）を断続的に揚水することで、安定した揚水が可能と主張しているが、当審議会としては、断続揚水量を申請量とすることは認めない。